豊島区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱

令和2年6月25日 保健福祉部長決定 制定平成18年8月28日 全部改正令和2年6月25日 改正令和3年4月30日 改正令和4年7月20日 改正令和5年6月30日 改正令和6年3月19日 改正令和6年5月 2日 改正令和7年3月26日

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者が家庭的な環境の中で、専門知識及び技術を持った職員により日常生活における支援を受けながら、精神的な安定が得られ、認知症の進行を緩やかにすることによって安定した生活ができるよう、豊島区(以下「区」という。)内の認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)の整備に対し、予算の範囲内においてその整備に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 「補助事業者」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア グループホームの運営事業者
 - イ グループホームの建物を整備する土地所有者等
 - ウ グループホームの建物を整備する建物所有者
 - (2)「運営事業者」とは、次に定める法人とする。
 - ア 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 医療法 (昭和23年法律第205号) 第39条に規定する医療法人
 - ウ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)
 - オ 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法 (昭和23年法律第200号) に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
 - カ 会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第1号に規定する会社
 - キ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第4号に規定する企業 組合

ク その他法人格を有するもの

(暴力団等の排除)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 豊島区暴力団排除条例(平成23年条例第26号。以下「暴排条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。) に該当する者があるもの

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が実施する、次に掲げるグループホーム(本体施設と一体的に運営するサテライト型のグループホームを含む。)整備事業とする。ただし、豊島区補助金交付規則(昭和61年豊島区規則第59号)第23条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

(1)整備事業

ア 事業者創設型

運営事業者が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備 事業

イ 事業者改修型

運営事業者が既存建築物を改修して行う整備事業

ウ オーナー創設型

土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建物を新築し又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業

エ オーナー改修型

建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備事業

オ 認知症対応型デイサービスセンター併設加算

上記アからエの整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する認知症対応型デイサービスセンターの整備事業

力 小規模多機能型居宅介護拠点併設加算

上記アからエの整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する小規模多機能型居宅介護拠点の整備事業

キ 看護小規模多機能型居宅介護拠点併設加算

上記アからエの整備主体がグループホーム整備と同時に行う、グループホームに併 設する看護小規模多機能型居宅介護拠点の整備事業

(2) 大規模な修繕等の事業

既存グループホームについて、利用者等の安全確保等の観点から第2条(1)の補助事業者が実施する、東京都の認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱に定める躯体工事に及ばない大規模な修繕等の事業

ただし、修繕等の事業の補助を既に受けた施設は、補助の翌年度から3年間は補助の対象

としない。

(補助事業者の責務)

第5条 補助事業者は、補助金が区民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

(事業の運営)

- 第6条 事業の運営について、補助事業者は次の要件を充足するものであること。
 - (1)事業内容が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、介護保険法(平成9年 法律第123号)、豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基 準に関する条例(平成25年条例第12号)、豊島区指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成25年条例第13号)に適合 すること。
 - (2) 事業について、認知症高齢者の処遇経験のある社会福祉法人又は医療法人等の連携及び支援が得られること。
 - (3)補助事業者はグループホームを継続させて事業を行うこと。そのため、原則として運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。
 - (4) 認知症高齢者の処遇及びグループホーム事業について、理解と熱意をもって事業 運営を行うこと。
 - (5) 運営事業者が、介護保険法に定める地域密着型サービス事業者に指定され、又は 指定される見込みがあること。

(補助対象経費及び算定基準)

第7条 この補助金の補助対象経費及びその算定基準は、事業者公募年度の東京都の認知 症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱(以下「都補助要綱」という。)におけ る補助対象経費及び算定基準によるものとする。ただし、都補助要綱別表の区市町村支 援事業及び利用者支援加算における家賃の算定方法は除く。

なお、施設整備費において、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金交付額)

第8条 この補助金の交付額は、区の予算の範囲内で事業者公募年度の都補助要綱における補助金交付額を限度として交付するものとする。ただし、都補助要綱の区市町村支援 事業及び利用者支援加算は除く。

(事業者公募及び選定)

- 第9条 この補助金を受けようとする者は、補助金整備事業の公募等に際して、下記の書類を区長に提出しなければならない。
 - (1)整備事業

申込書(様式1)に必要書類を添付

(2) 大規模な修繕等の事業

申込書(様式1-2)に必要書類を添付

2 区長は、前項の規定により申込書等の提出を受けた場合は、下記の整備基準により、 東京都の認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱に基づく区から東京都知事 (以下「都知事」という。) への補助協議対象となる事業者を選定し、その可否について 選定結果通知書(様式2)により申込事業者に通知する。

選定基準

(1)整備事業

東京都の認知症高齢者グループホーム施設整備審査基準及び認知症高齢者グループホーム整備事業審査要領に基づき選定

(2) 大規模な修繕等の事業

施設の使用や安全への影響、建物等の老朽化進捗状況、修繕計画(事業者の財務含む)妥当性等により選定

(補助内示)

第10条 区長は、前条第2項で選定した事業者の整備事業について、都知事との協議の結果、都知事から区へ補助内示がなされた場合は、事業者に補助金交付について内示書 (様式3)により内示するものとする。また、都知事から区へ補助内示がなされなかった場合は、本補助の対象外とし、不採択通知書(様式4)により事業者へその旨通知する。

(工事契約等)

- 第11条 補助対象事業にかかる工事請負契約等については、前条の規定による内示後に、 原則として入札により行うこととする。
- 2 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、 契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。 (補助金の交付申請)
- 第12条 第10条の規定による内示を受け補助金の交付を受けようとする者は、補助金 交付申請書(様式5)に区が指定する書類を添付して、区長に申請しなければならない。 (補助金の交付決定)
- 第13条 区長は、前条の規定による申請があった場合、当該事業の内容を審査し、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式6)により申請者に通知する。 (補助条件)
- 第14条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定に当たっては、別記1の補助条件を付すものとする。さらに、第2条(2)ウからオまでに定める法人に対して補助する場合には別記2の補助条件を、同号カ又はキに定める法人に対して補助する場合には別記3の補助条件を、第2条(1)イに定める土地所有者等に対して補助する場合には別記4の補助条件を、同号ウに定める建物所有者に対して補助する場合には別記5の補助条件を併せて付すものとする。また、必要に応じてその他の補助条件を付すことがある。(変更等の申請)
- 第15条 第13条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者が、当該決定に係る補助事業の内容を変更、中止、廃止しようとするときは、補助金交付事業変更・中止・廃止承認申請書(様式7)を区長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第16条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金交付事業の変更又は中止若しくは廃止の可否について、補助金交付事業変更・中止・ 廃止承認書(様式8)により、補助決定事業者に通知するものとする。

(補助対象期間)

- 第17条 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合、第8条 に規定する交付額は計画全体を通じての限度額とし、出来高に応じて、年度ごとに支払 うものとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、2か 年以上の継続事業の場合は、事業開始年度の都補助要綱に定める算定方法を適用する。 (調査等)
- 第18条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要と認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の執行に関する報告を求め、又は調査することができる。 (委任)
- 第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 全部改正前の豊島区地域密着型サービス拠点施設整備等事業補助要綱に基づき交付決定された補助金の交付の方法その他取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

補 助 条 件

- 1 事情変更による決定の取消し等
 - (1) 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
 - (2) (1) の規定により補助金の交付決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ 区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽 微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難 となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区 長に報告しなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 3及び5による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2)補助事業者が、(1)の命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま 年度を超過したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があった ときから別に指定する期日までに、実績報告書(様式9)に必要な書類を添付して補助 事業の実績を区長に報告しなければならない。

6 補助金の額の確定

区長は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた場合は交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定

通知書(様式10)により補助事業者等に通知する。

7 是正のための措置

- (1) 区長は、6の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれ に付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させる ための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。
- (2) 5の実績報告は、(1) の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 交付請求

6による通知を受けた補助事業者等は、補助金交付請求書(様式11)により、速や かに区長に補助金を請求するものとする。

9 決定の取消し

- (1) 区長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反 したとき。
 - エ 交付決定を受けた者 (法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人 その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2)(1)の規定は6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 区長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 区長は、9によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

11 違約加算金及び延滞金

- (1)補助事業者は、9により補助金の交付決定の全額又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (3) 区長は、(1) 又は(2) の場合において、やむを得ない事情があると認めると

きは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

12 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金 又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業 について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一 時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

13 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

14 財産処分による収入の取扱い

補助事業者が、区長の承認を受けて13の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

15 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の 完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなけれ ばならない。

16 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調 書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

17 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

18 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入れ控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式12)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の指定する期日までに区長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときには、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

19 第三者委託の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、 契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

20 民間補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

21 根抵当権設定の禁止

補助事業者は、補助を受けようとするグループホームの土地及び建物について、根 抵当権を設定してはならない。

22 利用料金等の変更

- (1)グループホーム運営事業者がグループホーム利用者から徴収する利用料金(家賃、食材費、光熱水費、共益費等)について、補助事業完了後に増額を行う場合、承認申請書(様式13)によりあらかじめ区長の承認を受けなければならない。
- (2)区長は、(1)の規定による申請があった場合、当該変更内容を審査し、適正と 認めたときは、承認通知書(様式14)により申請者に通知するものとする。
- 23 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

24 事業実施のための契約手続

補助事業者は、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、区の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

25 建物賃借権登記

オーナー創設型により整備を行う場合は、グループホーム運営事業者が建物賃借権登 記をすること。

特定非営利活動法人等に対する補助条件

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人(以下「公益法人」という。)の場合の「公益法人会計基準」等)に基づき適正に会計処理が行われること、又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

- 3 事業の公益性等に係る条件
 - (1)特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定する特定非営利活動法人 については、同法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割 合が80%以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款若しくは寄付行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が50%以上であること。

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)により設立された農業協同組合及び 農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)により 設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、当該補助事業 の運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配 当を行わないこと。

- (2) 法人の役員、社員、従業員、寄付者又はこれらの者の親族等その他特別の関係に ある者に対して特別の利益を与えないこと。
- (3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。
- (4) 利用料の設定根拠を明確にすること。
- 4 その他の条件
 - (1)区が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。
 - (2)施設の運営等に関し、豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成25年条例第12号)第129条及び豊島区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成25年条例第13号)第87条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。
- 5 書類の提出

補助事業者は、上記1から4までの条件に合致していることを示すため、以下の書類を提出すること。

- (1)補助の申請を行う法人の運営状況等について条件に合致していることを確認できる、定款、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類。
- (2) 事業の継続性について判断するため、補助の申請を行う法人の、原則として1年を超える事業実績を記した書面(事業報告書、収支決算書等)。なお、事業実績が1年以下又は新設法人の場合には、当該法人の資産の状況等及び事業の継続性について判断できる書類。

6 区の指導等

運営事業者は、区が介護保険法(平成9年法律第123号)第23条、第78条の7 及び第115条の17に基づき行う文書の提出依頼、事業者の予算及び事業運営に関す る指導・助言等に対して誠実に対応すること。

民間企業に対する補助条件

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

- 2 経理の適切性に係る条件
 - (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
 - (2) グループホーム事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。
- 3 事業の公益性等に係る条件
 - (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。
 - (2) 利用料の設定根拠を明確にすること。
- 4 その他の条件
 - (1) 区が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。
 - (2)施設の運営等に関し、豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成25年条例第12号)第129条及び豊島区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成25年条例第13号)第87条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。
- 5 書類の提出

補助事業者は、上記1から4までの条件に合致していることを示すため、以下の書類を提出すること。

- (1)補助の申請を行う法人の運営状況等について条件に合致していることを確認できる、定款、役員履歴及び収支予算書等の法人運営関係書類。
- (2) 事業の継続性について判断するため、補助の申請を行う法人の、原則として1年を超える事業実績を記した書面(事業報告書、収支決算書等)。なお、事業実績が1年以下又は新設法人の場合には、当該法人の資産の状況等及び事業の継続性について判断できる書類。
- 6 区の指導等

運営事業者は、区が介護保険法(平成9年法律第123号)第23条、第78条の7及び第115条の17に基づき行う文書の提出依頼、事業者の予算及び事業運営に関する指導・助言等に対して誠実に対応すること。

土地所有者等に対する補助条件

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、運営事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) グループホーム事業者が、本要綱第2条(2) ウからオまでに定める法人の場合 には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 運営事業者が、本要綱第2条(2) カ又はキに定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

3 区の指導等

土地所有者等は、区が行う指導・助言等に対し、誠実に対応すること。

建物所有者に対する補助条件

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借するグループホーム事業者が確定しており、事業者と建物 所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意 していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) グループホーム事業者が、本要綱第2条(2) ウからオまでに定める法人の場合 には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2)グループホーム事業者が、本要綱第2条(2)カ又はキに定める法人の場合には、 別記3の補助条件を満たすこと。
- 3 区の指導等

建物所有者は、区が行う指導・助言等に対し、誠実に対応すること。